



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年9月14日火曜日 第1592号外1

◇ 目 次 ◇

監査公表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 1

監査公表

○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年9月14日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平
 同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成15年7月16日
西 条 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成15年8月19日
八 幡 浜 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	平成15年8月26日
八 幡 浜 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成15年9月4日
八 幡 浜 地 方 局 建 設 部	平成15年9月5日
松 山 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成15年9月8日 平成15年9月10日
松 山 地 方 局 産 業 経 済 部	平成15年9月11日
松 山 地 方 局 建 設 部	平成15年9月12日

（監査の結果）

- 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。（今治地方局総務福祉部）
（西条地方局総務福祉部）
（八幡浜地方局総務福祉部）
- 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。
（松山地方局総務福祉部）
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。
（八幡浜地方局総務福祉部）
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。（松山地方局総務福祉部）
- 違約金（工事請負契約に伴うもの）については、収入未済額があるので早期収入に一層の努力が望まれる。
（松山地方局産業経済部）
- 違約金及び延滞利息（工事請負契約に伴うもの）については、収入未済額があるので早期収入に一層の努力が望まれる。
（八幡浜地方局大洲土木事務所）
- 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納

繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

（八幡浜地方局建設部）

（松山地方局建設部）

（措置の内容）

1 今治地方局総務福祉部

県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等により自主納税の促進に努めました。

滞納となったものについては、各地方局の税務（管理）課長を委員とする県税徴収確保対策委員会において、滞納繰越額縮減計画を策定し、滞納整理強化月間を定めて、夜間電話催告・夜間徴収等計画的な滞納整理を実施するとともに、滞納事案の整理促進を目的とした滞納整理における進行管理を行い、差押の早期着手と換価処分の実施等、滞納税の徴収に努力しました。

その結果、平成15年度に繰越した未収入金 943 656 546円が平成16年3月31日現在で 751 241 789円に減少しました。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。

2 西条地方局総務福祉部

県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めている。

滞納繰越分の整理にあたっては、滞納整理進行管理検討会議を開催、年間目標並びに行動計画を策定するとともに、特に12月、2月を滞納整理、滞納処分強化月間として設定、全課体制で、休日徴収、夜間集中電話催告、夜間臨戸徴収などを実施し滞納整理に努めた。

また、滞納繰越額の2分の1を占める個人県民税については、管内市町村と連携を密にし、共同催告文書の送付、共同徴収の実施を積極的に働きかけるとともに、特別徴収未指定事業主に対しての特別徴収への移行指導を行った。

更に常習悪質滞納者に対し、預貯金・給与・売掛金等、債権を中心に毅然とした姿勢で差押えを行い、滞納額の縮減に努めた結果、平成15年度に繰り越した未収金 786 457 447円が、平成16年3月31日現在 549 204 486円に減少した。

今後も納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越額の整理に努めてまいりたい。

3 八幡浜地方局大洲土木事務所

債務者（法人）代表者に対して、催告書の送付及び自宅訪問を行い、引き続き督促を行っているが、平成15年8月22日以降、居所不明となっている。

現在、長浜町役場等を通じて行方を調査中であり、行方が判明次第面談等を行い、早期納入を図りたい。

4 八幡浜地方局総務福祉部

(1) 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めました。

滞納となったものについては、税務課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会を設置し、滞納繰越額縮減計画の策定、滞納整理特別対策月間の設定、夜間・休日の滞納整理、差押の早期着手と換価処分の促進等を実施し、滞納整理に努力した結果、平成15年度に繰り越した未収入金 237 941 095円が、平成16年3月31日現在で、161 634 420円に減少しました。

今後、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。

- (2) 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時に、母子自立支援員と連携して、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借受者にこの旨連絡し、重ねて納入指導を行うなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者については、督促状の発送、借主又は保証人に対し電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めてまいりました。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により、生活に困窮し償還困難な者が多く、償還未済額は 3,948,519円となりました。

なお、前年度からの滞納分については、3,453,709円の調停額に対し、258,076円の償還、償還率7.5%（対前年+3.1ポイント）となっており、滞納者18名中10名から一部納入を得ることができました。

この貸付金償還金は、新規貸付申込者の財源ともなることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めてまいります。

5 八幡浜地方局建設部

平成14年度及び過年度分の県営住宅貸付料の滞納者については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、本人及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、個別訪問等により未収金の早期納入に努めている。

6 松山地方局総務福祉部

- (1) 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の指導や広報等による啓発により期限内自主納税の促進に努めました。

滞納となったものについては、総務部管理局税務課長及び各地方局の税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会で徴収確保対策について幅広く検討するとともに、滞納整理行動計画を策定し、滞納整理特別対策月間の設定、夜間・休日の電話催告・臨戸徴収等による滞納整理の強化、個人県民税の市町との共同徴収、差押え等の早期着手、換価処分等の促進等を実施するなど滞納整理に努めた結果、松山地方局管内において平成15年度に繰り越した未収金 4,385,102,972円は平成16年3月31日現在で、2,780,636,548円に減少しました。

今後、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。

- (2) 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時に、母子自立支援員と連携して、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借受者にこの旨連絡し、重ねて納入指導を行うなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者については、督促状の発送、借主又は保証人に対し電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めてまいりました。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により、生活に困窮し償還困難な者が多く、償還未済額は 5,307,328円となりました。

なお、前年度からの滞納分については、5,093,159円の調停額に対し、380,626円の償還、償還率7.5%（対前年+2.9ポイント）となっており、滞納者12名中5名から一部納入を得ることができました。

この貸付金償還金は、新規貸付申込者の財源ともなることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めてまいります。

7 松山地方局産業経済部

工事請負契約に伴う違約金の収入未済額 4,286,800円（違約金 3,965,000円・延滞金 321,800円）については、契約相手方が破

産宣告を受けたことから、債権を確保するため破産債権の届出を行っている。

現在、破産管財人が債権整理中であり配当通知があれば適正に処理したい。

8 松山地方局建設部

平成14年度及び過年度分の県営住宅貸付料の滞納者については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、本人及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等により未収金の早期収入に努めた。その結果、15年度においては前年度と比べて収納率を1.23ポイント向上させた。

また、特に悪質滞納者に対しては、15年度は24名に対し明渡請求を行ったほか、積極的に納付指導も行き、滞納の解消に努めている。

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年9月14日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平
 同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成15年10月14日

（監査の結果）

- 1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金については、滞納繰越分の整理になお一層の努力が望まれる。
- 2 中小企業振興資金特別会計における繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても努力が望まれる。
- 3 中小企業振興資金特別会計における設備近代化資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

（措置の内容）

- 1 高度化資金貸付金償還金の未収入金については、一部について平成16年2月定例県議会において、権利放棄し、不納欠損処分を行ったところである。残部については、処理方法の検討などに鋭意努力している。
 施設共同化資金貸付金については、貸付主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調し滞納繰越分の整理に努めており、平成16年度も引き続き鋭意努力している。
- 2 貸付主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調し、未収入金の適期収入に努めており、平成16年度も引き続き鋭意努力している。
- 3 経営支援課及び各地方局担当職員により、滞納繰越分の当該企業についての現況把握を行うとともに、分割納入等による徴収等に努めており、平成16年度も引き続き鋭意努力している。
 また、履行期限到来後、長期間が経過しているもののうち、債務者に対する請求が事実上困難になった貸付債権について、平成16年2月の定例県議会の議決を経て権利放棄し、不納欠損処理を行ったところである。